

光市家庭用LED照明買替サポート補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月11日

光市長 芳岡 統

光市告示第91号

光市家庭用LED照明買替サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の家庭生活における脱炭素化の促進を目的とし、市内の自らが居住する住宅において、蛍光灯、白熱灯等を節電効果が高く、温室効果ガスの排出が低減されるLED照明設備に買替えようとする者に対し、予算の範囲内で光市家庭用LED照明買替サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、自ら居住する住宅に設置するLED照明設備（LED電球のみを除く。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品のもの
- (2) コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く住宅に固定して使用するもの
- (3) 既に取り付けられた蛍光灯、白熱灯等（LED照明設備を除く。以下「既存の照明設備」という。）からの買替えを目的として購入したもの
- (4) 令和8年5月25日以降に市内業者（本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で領収書を発行することができる者をいう。以下同じ。）で購入し、設置したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の区分に応じた要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自らが居住する市内の既存住宅又は当該住宅に付随する施設若しくは空間（以下「住宅等」という。）に設置された既存の照明設備を対象設備に交換する者
- (3) 市区町村税を完納している者
- (4) 補助金の申請をしようとする対象設備の購入・設置に要する経費について、山口県による同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- (5) 光市物価高騰対応市民生活応援商品券発行事業実施要綱（令和8年光市告示第7号）第2条の商品券を使用して購入した対象設備でないこと。
- (6) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、令和7年4月1日以後に附則第2項の規定による廃止前の光市エコスタイルサポート補助金交付要綱（令和5年光市告示第78号。以下「旧要綱」という。）に基づいた補助金の交付を受けていないこと。

2 前項第2号に掲げる者は、対象設備のうち1基は居室（居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室等継続的に使用する室をいう。）に設置しなければならない。ただし、令和7年3月31日までに旧要綱第4条第4項の規定による申請により補助金の交付を受けた者であって、再度の交付を受けようとする者についてはこの限りではない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象設備の購入・設置に要する経費（配送等に係る経費及び既設の照明設備の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の額に2分の1を乗じて得た

額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の上限額は、対象設備1基につき10,000円までとし、その合計金額は50,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用LED照明買替サポート補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 対象経費に係る領収書又は支払証明書類の写しで、次に掲げる事項のいずれも記載されているもの。この場合において、当該事項の記載がないときは、購入した市内業者が発行する家庭用LED照明器具販売証明書（様式第2号）を添付するものとする。

ア 購入者氏名

イ 市内業者の名称及び所在地

ウ 対象設備を購入した日並びに購入した対象設備のメーカー名又は製品名及び型番

エ 対象経費の額

（2） 設置された既存の照明設備及び交換後の対象設備のカラー写真

（3） 自らが居住する住宅等の平面図

（4） 購入した対象設備の仕様書又はカタログの写し

（5） 市区町村税を滞納していないことの証明書（当該申請の日前1月以内に発行のもの）

（6） 承諾書（申請者と住宅等の建物所有者が異なる場合又は共同物件の場合に限る。）

（7） その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1世帯につき1回限りとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があつ

たときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するときは家庭用LED照明買替サポート補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定するときは家庭用LED照明買替サポート補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、家庭用LED照明買替サポート補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、交付決定者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けて設置した対象設備を適正に使用し、その法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

(1) 天災等による破損等、交付決定者の責めに帰すべき事由以外により、
対象設備を処分するとき

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年5月11日から施行する。

(光市エコスタイルサポート補助金交付要綱の廃止)

2 光市エコスタイルサポート補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付申請のあった補助金については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。